

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときに届出をしなければならない区域を次のとおり指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

区域の範囲を表示した図面等は、旭川市環境部環境指導課において、一般の閲覧に供する。

令和2年6月26日

旭川市長 西川 将 人



- 1 指定する区域  
旭川市春光台2条2丁目1番6号の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

（担当）

環境部環境指導課水・大気環境係

電話 25-6369